内閣衆質一九二第一二〇号

平成二十八年十一月十五日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員福島伸享君提出TPPを含む多国間条約における条約の直接適用可能性 (裁判規範性) につい

ての政府の認識及び見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員福島伸享君提出TPPを含む多国間条約における条約の直接適用可能性 (裁判規範性) に

ついての政府の認識及び見解に関する質問に対する答弁書

## 一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、ある条約の規定が我が国国内にそのまま適

用されるか否かについては、当該条約の内容、 趣旨、文言等を勘案して個別具体的に判断されるものであ

ると考えている。

## 二について

お尋ね 0 「条約の規定と国内法の規定に齟齬が生じた場合」の意味するところが必ずしも明らかではな

いが、 一般に、 条約と法律との関係については、 条約が法律に優位すると解される。

## 三について

御指摘の「条約の規定と国内立法の内容が、憲法の一義的な文言に違反しているにも関わらず、国会が

あえて当該立法行為を行った場合」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねについて

は、 国会に関する事項であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。